

中京石油受渡細則

中京石油受渡細則

(目的)

第1条 本細則は、業務規程第3条第8項の規定に基づき、中京石油市場の受渡しに関し必要な事項について規定する。

(用語の定義)

第2条 業務規程第49条第1項第4号及び本細則において規定する用語は、次の定義に従うものとする。

- (1) 「陸上出荷」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第2条第6項において規定する移動タンク貯蔵所（以下「タンクローリー」という。）による出荷のことをいう。
- (2) 「貯蔵所」とは、消防法（昭和23年法律第186号）第2条において規定する危険物を貯蔵する施設のうち、同法第11条の規定に基づき、市町村長等の許可を得た、同法別表に掲げる第1、第2石油類を貯蔵する施設をいう。

(受渡供用品)

第3条 受渡供用品は、次のとおりとする。

- (1) ガソリン

業務規程第11条第4号イに規定する標準品の品質基準を満たした国内精製ガソリン又は輸入通関が完了した輸入ガソリンであって、タンクからローディングアーム渡し、又はホース渡し（以下「タンク渡し」という。）される正常無事故の状態のもの。ただし、E3（エタノールを3%含有するガソリンをいう。）を除く。

- (2) 灯油

業務規程第11条第4号ロに規定する標準品の品質基準を満たした国内精製灯油又は輸入通関が完了した輸入灯油であって、タンク渡しされる正常無事故の状態のもの。

(受渡品の量目の計算)

第4条 受渡品の量目については、業務規程第49条第1項第4号に規定する受渡場所（以下「受渡場所」という。）に設置されている計量器（以下「流量計」という。）の数値に基づくものとする。

- 2 受渡品の量目はリットル位までとし、リットル未満の端数が生じたときは、その小数点1位を切り捨てて計算する。

(受渡品の量目の増減の許容限度)

第5条 受渡品の量目が第6条第6号に規定する受渡通知書に記載されている受渡数量（以下「記載受渡数量」という。）に比し、100分の2以内の増減である場合は、受方はこ

れを引き取り、受渡品の量目により受渡値段をもって決済するものとする。

- 2 受渡品の量目が記載受渡数量に比し、100分の2を超える増量又は減量が生じたときは、次のとおり処理を行うものとする。
 - (1) 100分の2を超える増量が生じたときは、当該増量分は渡方の責任において処理するものとし、当社は、当該増量分について、当該受渡しの対象外として取り扱うものとする。
 - (2) 100分の2を超える減量が生じたときは、当該減量分について第16条の規定に基づき処理するものとする。

(受渡品の受渡先の決定方法等)

第6条 受渡品の受渡先の決定方法等は、次のとおりとする。

- (1) 渡方は、当社が定める荷渡通知書及び受渡明細届出書を、受方は、当社が定める荷受通知書及び受渡明細届出書を、当月限納会日の翌営業日の正午までに、当社に提出しなければならない。
- (2) 当社は、前項に定める荷渡通知書及び荷受通知書を受理した後、遅滞なく取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下同じ。）に、当該通知書の内容を通知するものとする。
- (3) 当社は、第21条第1項第1号及び第22条第1号の規定により受渡先が決定した受渡品以外の受渡品について、受方が2名以上あるときは、次の方法により割当て又は抽せんを行い、それぞれの受方が引き取るべき受渡品を決定する。この場合の割当て又は抽せんは、第1号の書類を当社が受理した後、当該納会日の属する月の最終営業日の前営業日（当該営業日が納会日にあたる場合は当該納会日の属する月の最終営業日）の当社の指示する時刻に当該受渡しに係る受方（代理人を含む。）が行うものとし、受方が当社の指示する時刻までに出頭しないときは、当社の社員が代行する。
 - イ 当社は、受方が希望する受渡品がある場合には、これを優先して割当てることができる。この場合において、引受希望者が競合するときは、希望者による抽せんを行い、引き取るべき受渡品を決定する。
 - ロ イの規定により決定した受渡品以外の受渡品については、抽せんを行い、引き取るべき受渡品を決定する。
- (4) 前号に規定する抽せんの方法は、次のとおりとする。
 - イ 当社は、受方に対し抽せんの順位を決定するための抽せん（以下「予備抽せん」という。）をくじによって行う。
 - ロ 当社は、予備抽せんの結果、抽せんの順位が決定したときは、その順位に基づいてくじにより本抽せんを行い、その順位によって受方が引き取るべき受渡品を荷渡通知書の中から選択させて受渡品を決定する。
- (5) 当社は、受方の引き取るべき受渡品が決定したときは、遅滞なく、その旨を当該受渡しに係る渡方及び受方に通知する。

- (6) 渡方及び受方は、連署をもって、当該納会日の属する月の最終営業日午後3時30分までに、受渡日、受渡場所、受渡数量、受渡方法及び受渡しに提供する受渡品が受渡供用品に該当することを証する書面（以下「品質確認書」という。）の添付（第8条の規定に基づく場合に限る。）の有無等を記載した受渡通知書を当社に差し出さなければならない。
- (7) 当社は、前号に規定する受渡通知書を受理した後、遅滞なく当該取引参加者に対して受渡代金（ガソリンにあっては、受渡数量に応じた揮発油税及び地方揮発油税の税額分を加算した金額とする。以下同じ。）及び受渡代金に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）相当額（以下、受渡代金と受渡代金に係る消費税相当額を合算した額を「受渡代金等」という。）を通知する
- (8) 渡方及び受方は、第6号に規定する受渡通知書に記載されている内容を変更するときは、受渡日の午後3時30分（休業日にあつては前営業日の午後3時30分）までに、改めて受渡通知書を当社に差し出さなければならない。この場合、当社は、遅滞なく当該取引参加者に対して、受渡代金等を再度通知する。

（受渡方法）

第7条 受渡しの方法は、次のとおりとする。

- (1) 渡方は、受渡日の前営業日の正午までに、業務規程第54条第2項に定める出荷依頼書等及び品質確認書（第8条の規定に基づき、受方が当該書面の添付を希望した場合に限る。）を当社に差し出さなければならない。
- (2) 受方は、受渡日の前営業日の正午までに、受渡代金等を当社に差し出し、前号に規定する出荷依頼書等及び品質確認書の交付を受ける。
- (3) 受渡しの方法は、渡方にあつては受渡場所におけるタンク渡しとし、受方にあつてはタンクローリーによるものとする。
- (4) 渡方は、業務規程第17条に規定する受渡単位にかかわらず、受渡しを分割して行いたい旨の申出が受方からなされたときは、これに応じなければならない。
- (5) 受方は、受渡日の翌々営業日の午後3時30分までに、当社が定める受渡完了通知書を提出しなければならない。この場合において、受渡完了通知書は、荷役協定書の写し又は納品書の写し等、受渡しが確実に完了したことを証する書面（以下「協定書等」という。）に基づき作成したものでなければならない。
- (6) 前号に定める受渡完了通知書が当社に提出された（毎営業日午後3時30分までに当社が受領したものに限り。）翌営業日の正午までに、渡方に対して受渡代金等を支払う。
- (7) 受方は協定書等を保存し、当社が必要と認めるときは、当該協定書等を提出しなければならない。
- (8) 記載受渡数量と受渡品の量目との間に過不足が生じた場合（第5条に定める許容限度の範囲内に限る。）、受方は、当月限最終受渡日の2営業日後の午後3時30分までに当該過不足に係る数量を当社に報告するものとし、当社は、次のとおり当該過不足

に係る受渡代金等の調整を行う。

イ 受渡品の量目が増量した場合

(イ) 当社は、受渡完了通知書の提出又は過不足数量に係る報告がなされた日に、増量分について、受渡値段をもって受渡代金等の算出を行い、渡方及び受方の双方に対してこれを通知する。

(ロ) 受方は、当月限最終受渡日の4営業日後の正午までに当該金額を当社に差し出し、当社は、受方より差し出された日の翌営業日の正午までに渡方に支払うものとする。

ロ 受渡品の量目が減量した場合

(イ) 当社は、受渡完了通知書の提出又は過不足数量に係る報告がなされた日に、減量分について、受渡値段をもって受渡代金等の算出を行い、渡方及び受方の双方に対してこれを通知する。

(ロ) 渡方は、当月限最終受渡日の4営業日後の正午までに当該金額を当社に差し出し、当社は、渡方より差し出された日の翌営業日の正午までに受方に支払うものとする。

(品質確認書)

第8条 業務規程第49条第1項第4号において規定する受渡場所において、渡方が受方から品質確認書の添付要請がなされた場合には、これに応じなければならない。ただし、当社が認めた受渡場所において受渡しを行う場合は、この限りでない。

2 前項の品質確認書は、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第16条の2に規定する登録分析機関又は登録分析機関に準ずる機関として当社が認めた機関が、次のいずれかの方法により分析を行ったものであり、分析結果が第3条に規定する基準を満たしているものでなければならない。

(1) 当該受渡品が蔵置されているタンク若しくは蔵置されていたタンクについて、タンク1回転ごとに採取した試料を分析したもの。

(2) 当該受渡品が蔵置されているタンク若しくは蔵置されていたタンクについて、1ヶ月に1回定期的に採取した試料を分析したもの。

(タンクローリーの手配)

第9条 第7条第3号に規定するタンクローリーは、渡方が手配する場合を除き受方が手配するものとする。この場合において、受方は、受渡場所の定める入構許可基準に合致したタンクローリーを手配しなければならない。

2 受方は、タンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければならない。

3 渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければならない。

(受渡日の指定)

第10条 受渡日は、原則として受方が指定することができる。ただし、一委託者等若しくは一取引参加者の自己の計算による渡枚数が、30枚を超える場合には、渡方及び受方間で調整の上、受渡日を決定するものとする。

2 前項において、指定若しくは決定した受渡日が次の各号の一に該当する場合には、渡方及び受方間で調整の上、受渡日を決定するものとする。

- (1) タンクローリーの入構について受渡場所の許可が得られないとき。
- (2) 構内施設の使用状況等により、受渡しを行うことについて受渡場所の許可が得られないとき。
- (3) 第14条において規定する受渡当事者の責めに帰することができない事由が生じたとき。

(渡方の責任範囲)

第11条 受渡しにおける渡方の責任の範囲は、受渡場所の受渡設備のタンクローリー用ローディングアームの先端を受渡品が全量通過するまでとする。

(受渡諸費用の負担)

第12条 受渡諸費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 受渡時に発生する検査、検量及び積込み作業等に要する費用は、渡方の負担とする。
- (2) タンクローリーの手配及び登録に要する費用は、受方の負担とする。
- (3) 第8条に規定する品質確認書を発行するために要する費用は、渡方の負担とする。
- (4) その他業務規程及び本細則に定めのない費用の負担は、受渡当事者が合議の上決定するものとする。

(受渡不能の処理)

第13条 第14条に規定する受渡当事者の責めに帰することができない事由により、受渡日に受渡しが行われなかったときは、当該限月の受渡日の期間内又は当社が認める期間内において、渡方及び受方は、協議の上再度受渡日を設定し、受渡しが完了していない数量について、受渡しを行うものとする。ただし、当該期間内に再度受渡しを行うことが不可能である場合又は再度受渡しを行うことは非効率的であると当社が認めた場合には、当該数量について当該限月の受渡値段をもって清算することにより、受渡しが終了したものとみなす。

2 受渡当事者は、前項の処理について異議の申立をすることができない。

3 第1項の処理は、第14条に定める受渡当事者の責めに帰することができない事由が発生する以前に、当該受渡品及び受渡条件等により受渡しを行う旨の届が当社に提出されていたものに限りこれを行うことができる。

(受渡不能の事由)

第14条 受渡当事者の責めに帰することができない受渡不能の事由として当社が認めるものは、次のとおりとする。

- (1) 天災地変、戦争、暴動等により受渡場所の出荷業務が行えない場合。
- (2) タンクローリー事故の場合。
- (3) 法令、行政処分等により受渡しが行えなくなった場合。
- (4) その他やむを得ない事由として当社が認めた場合。

(故障の申立)

第15条 受方は、受渡品について、量目不足、不純物の混入、水の混入又は品質が第3条に定める受渡供用品の基準に満たない等の故障があると認めるときは、受渡日の翌営業日の午後5時までに当社の定める書面をもって、当社及び渡方に対し、故障の申立をすることができる。

(故障受渡品の処理)

第16条 当社は、前条の規定による故障の申立を受けたときは、その申立事項に係る必要な調査を行うものとする。この場合において、当社は第8条第2項に規定する登録分析機関に検査を依頼することができる。

- 2 当社は、前項の規定による調査の結果、故障がないと認めるときは当該申立を却下し、故障があると認めるときは、次のとおり処理を行うものとする。
 - (1) 受渡品の量目が第5条に規定する許容限度を超えて減量したときは、渡方に対し、その全減量について受渡値段により算出した金額を値引きさせて、受渡しを結了させる。
 - (2) 故障の程度が軽微で、値引きによって、受渡しを結了させても支障がないと認めるときは、当社の定める値引金額によって、受渡しを結了させる。
 - (3) 故障の程度が甚だしく、受渡しに適さないと認めるときは、その決定した日の翌営業日から5営業日以内に、渡方をして、代品を提供させて受渡しを結了させる。
 - (4) 前号の規定による代品の提供をしないとき、又は代品を提供しても故障の程度が甚だしく、受渡しに適しないと認めるときは、最初からその提供がなかったものとみなす。
- 3 当社は、前項の規定により故障の処理を決定したときは、遅滞なく、当事者に通知するものとする。この場合において、当事者は、その決定に従わなければならない。

(故障処理に要した費用の負担)

第17条 前条の規定による故障処理に要した費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 調査の結果、故障申立が却下されたものについては、検査手数料及びその他調査のために要した実費は、受方の負担とする。

- (2) 前条第2項第1号及び第2号の規定により値引きによって受渡しをさせるもの若しくは前条第2項第3号の規定により代品を提供して受渡しをさせるものについては、検査手数料及びその他調査のために要した実費は、渡方の負担とする。

(遅滞金)

第18条 第16条第2項第3号の規定により代品を提供して受渡しを結了した渡方は、その代品分について、受渡代金（ガソリンにあつては揮発油税及び地方揮発油税の税額分を除く。）の100分の1を乗じて得た金額に相当する遅滞金を当社に差し出さなければならない。

- 2 当社は、前項の規定による遅滞金を受け取ったときは、遅滞なく、これを受方に交付するものとする。

(故障申立等の取下げ)

第19条 受方は、第15条の規定による故障の申立を行った後に当事者間でその取下げに合意したときは、その旨書面をもって当社に申し出て、これを取下げることができる。この場合において、第16条第1項の規定により検査が行われたときは、その費用は、受方の負担とする。

(申告受渡)

第20条 業務規程第57条において規定する申告受渡は、当月限の直前限月の納会日の翌営業日から当月限納会日の2営業日前の午後2時30分までに、当社が定める申請書により申し出なければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、申告受渡に関し必要な事項は、中京石油申告受渡実施要領をもって定める。

(受渡条件調整)

第21条 業務規程第58条の中京石油受渡細則に定める期間内とは、次のとおりとする。

- (1) 第6条第2号において規定する荷渡通知書及び荷受通知書の内容を当社が取引参加者に対し通知したときから、同条第3号又は第4号の規定に基づき、受渡品の受渡先が決定する日の正午までの間。

- (2) 受渡品の受渡先が決定したときから、当該決定した日の翌営業日の午後3時30分までの間。

- 2 前項に定めるもののほか、受渡条件調整に関し必要な事項は、中京石油受渡条件調整実施要領をもって定める。

(ADP)

第22条 業務規程第58条の2の受渡細則に定める期間内とは、次のとおりとする。

- (1) 第6条第2号において規定する荷渡通知書及び荷受通知書の内容を当社が取引参加者に対し通知したときから、同条第3号又は第4号の規定に基づき、受渡品の受渡先が決定する日の正午までの間。
- (2) 受渡品の受渡先が決定したときから、当該決定した日の翌営業日の午後3時30分までの間。
- (3) 前2号に定めるもののほか、受渡当事者間で合意したときは、当月限第1営業日から、当月限最終営業日の前営業日の午後3時30分までの間（第20条による受渡しを除く。）。この場合、当該受渡しにおいて受渡しが完了していない数量の全てを申し出なければならない。

（受渡しに係る手続きの方法）

第23条 第6条、第7条、第20条、第21条及び第22条に規定する手続きは、原則として、当社が設置する電子計算機等を利用したシステム（以下「受渡システム」という。）により行うものとし、その方法は受渡システム実施要領をもって定める。この場合において、受渡システムにより渡方受方双方が行う承認をもって、第6条第6号、ADP実施細則第4条第1号、中京石油申告受渡実施要領及び中京石油受渡条件調整実施要領に定める連署と取扱うものとする。

（臨機の処置）

第24条 渡方及び受方は、受渡しに関し、業務規程及び本細則に定めていない事態、又は不測の事態が生じた場合は、受渡当事者の合議により処理するものとする。

（規則の改正）

第25条 本細則は、受渡しの実状を勘案して、適宜必要に応じて所要の改正を行うものとし、その改正は既存限月にも適用することができるものとする。

（改廃）

第26条 本細則の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

附則

本細則は、平成22年10月12日に施行する。

附則

第4条（受渡品の量目の計算）の変更規定は、平成24年5月15日に施行する。

附則

第3条（受渡供用品）の変更規定は、平成25年6月5日に施行し、平成26年1月限以降の限月から適用する。

附則

第6条（受渡品の受渡先の決定方法等）及び第10条（受渡日の指定）の変更規定は、平成26年3月31日に施行する。

附則

第22条（ADP）の新設規定並びに第22条（臨機の処置）、第23条（規則の改正）及び第24条（改廃）の変更規定は、平成26年9月26日に施行し、平成26年10月限以降の限月から適用する。

附則

第7条（受渡方法）の変更規定は、平成26年10月1日に施行する。

附則

第1条 第23条（受渡しに係る手続きの方法）の新設規定並びに第6条（受渡品の受渡先の決定方法等）、第7条（受渡方法）、第23条（臨機の処置）、第24条（規則の改正）及び第25条（改廃）の変更規定は、平成28年3月22日に施行する。

第2条 第23条の新設規定の適用について、平成28年6月限の受渡しが完了するまでは、なお従前の例によることができる。

附則

第20条（申告受渡）の変更規定は、平成28年10月20日に施行し、平成28年12月限以降の限月から適用する。

附則

第6条（受渡品の受渡先の決定方法等）、第10条（受渡日の指定）、第21条（受渡条件調整）及び第22条（ADP）の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。

附則

第6条（受渡品の受渡先の決定方法等）及び第7条（受渡方法）の変更規定は、平成29年5月8日に施行する。

附則

第22条（ADP）の変更規定は、平成29年6月22日に施行し、平成29年7月限以降の限月から適用する。